

【論文】
「武州豊嶋郡江戸庄図」の基礎研究

近松 鴻 一*

目次

- はじめに——「武州豊嶋郡江戸庄図」の確認——
一、基礎情報
二、武家地の情報
三、複数屋敷の所持者
四、当主の交代と名乗りの変更
五、寛永九年の屋敷替え
六、寛永九年十二月の大火
おわりに

キーワード 江戸 寛永時代 将軍 大名 旗本 屋敷
地図 参勤交代 日本橋 江戸橋 江戸城

はじめに——「武州豊嶋郡江戸庄図」の確認——

天正十八年（一五九〇）の小田原征伐後、関東移封を命じられた

徳川家康は、その本拠地を武蔵国豊嶋郡江戸に定めた^①。同年八月朔日江戸入りをしたと伝えられる家康は、ただちに城の修復と大規模な城下町の建設に着手した。これはあくまでも、二五〇万石の一大名の本拠地の建設であった。しかし、慶長三年（一六一八）八月の豊臣秀吉の死、同五年（一六〇〇）九月の関ヶ原合戦の勝利、同八年（一六〇三）二月の征夷大將軍就任と、徳川家康が政権を掌握すると、江戸は幕府の所在地として、全国を支配する政治都市への変貌を余儀なくされ、新たにそれに見合う規模の城と城下町の建設が始められた。

大名の妻子あるいは重臣子弟の証人としての江戸居住、大名自身の江戸参勤と、交代期を迎えるの帰国の義務化といった諸制度^②が整った寛永時代（一六二四～四四）の中・後期には、新しい政治都市江戸が一応完成したといわれている。

この時期の都市江戸の状況を伝える数少ない資料の一つが「武州豊嶋郡江戸庄図」という内題^③のある地図である。この地図は刊行された江戸の地図^④としては最古のもので、「寛永図」と略称されている^⑤。

* 当館学芸員

る。明暦三年（一六五七）正月の大火（明暦の大火、振袖火事）後に幕府が実地測量を行って作成した地図をふまえた遠近道印作の「寛文五枚図」が刊行されるまで、類似の地図が数多く刊行された。これらの地図は「寛永図系」あるいは「寛永図群」と総称されている。⁹

「寛永図」には多種多様の流布本があり、大きく分けて二つの系統がある。一つは「国立国会図書館本」（以下「国会本」と略記）系で、もう一つは「都立中央図書館本」（以下「都中本」と略記）系である。それぞれの景観年代あるいは成立年代については、諸説あるが、未だ結論を得ていない。¹³

木版で刊行された「寛永図」のオリジナル版の伝存は、現段階では確認されていない。伝存するのは写図、あるいは覆刻版・模刻版・翻刻版である。筆写する際の読み違い、写し違い等、流布本間、あるいは同系統間での異同が数多くある。第1表は「国会本」系と「都中本」系との基本的な相違を書き上げたものである。この表で明らかかなように、景観年代は「国会本」系の方が古い。

(1)は寛永五年（一六二八）五月に改易された肥後・熊本藩主加藤肥後守忠広の屋敷を、同年七月十二日あるいは八月に近江・彦根藩主井伊掃部頭直孝に下賜されたことを示す。(2)と(3)は寛永九年（一六三二）九月十二日の屋敷替え、(4)と(5)は時期は未詳であるが、連関する屋敷替えの反映である。これらの屋敷替えについては、五節で詳述する。

(6)の江戸橋の有無については、委細は未詳であるが、「寛永図」の

第1表 「国会図書館本」系と「都立中央図書館本」系のおもな相違点

国会図書館本系	都立中央図書館本系
武家屋敷の所有者等 (1) 「加藤肥後」 (2) 「牧野内匠」 (3) 「嶋田弾正」 (4) 「阿部備中」 (5) 内廓の「酒井讃岐」の屋敷の北側に「いなほ丹後」の屋敷がある 江戸橋 (6) なし	武家屋敷の所有者等 (1) 「元ハ加藤肥後今ハ井伊掃部」 (2) 「牧野内匠今ハ加々爪民部」 (3) 「嶋田弾正今ハ堀式部」 (4) 「阿部備中今ハ稲葉丹後」 (5) 「酒井讃岐」の屋敷が「いなほ丹後」の屋敷の部分に拡大 江戸橋 (6) あり

記載を根拠に、江戸橋の創架を寛永九年とする説がある。¹⁶ また、「都中本」の識書の「重開板」あとに「寛永九年申十二月」という後筆の朱の書き込みがあり、景観年代がある程度推測できる。¹⁷

「寛永図」の収載範囲は、西が溜池から麴町辺の内濠沿い、南が芝・増上寺辺まで、東が浅草川（隅田川）、北が浅草から神田川・飯田町辺までである。現在の千代田区・中央区と港区の一部である。寛永中期段階の江戸市街は、「寛永図」の収載範囲よりも拡大していたのは確かで、「寛永図」中でも麴町・番町辺は更に後方（西方）に武家地が連続しているように描かれている。¹⁹ 「寛永図」の作者あるいは刊行者が、どのような意図で収載範囲を決めたのかは未詳である

が、「寛永図」が当時の江戸全体を包摂していないことは確認でき
る。

「寛永図」に対する関心は、既に江戸時代後期の段階から持たれ
ており、この図に関する考証や復刻刊行がしばしば行われている。

近代に至っても、この図への興味は歴史学・地理学・地図学・書誌
学等の研究者の間で持たれ、多くの論考が発表されている。これら
の論考は、書誌的見地から「寛永図」「寛永図群」の相互比較、景観
年代や成立時期や作成年代、刊行意図を追求するものが多く、この
図から得られる種々の情報から都市江戸を研究したものは少ない。²¹

本稿では、これまで述べてきたように種々問題を内包している「寛
永図」を、完成期の都市江戸の状況を伝える有力な情報源として捉
え、箇々の情報、とくに武家屋敷の情報を中心に集積・分析し、当
時の都市江戸の実態の一端を明らかにしていきたい。なお、情報の
集積・分析を行うに当っては、基点となる年代（情報基準時点）を
設定する必要があるが、本稿では「寛永図」の景観年代の最下限で
ある寛永九年（一六三二）を仮の基点と定め、作業を進めた。

一、基礎情報

「寛永図」からの基礎情報の収集は、箇々の情報のカード化作業
から始めた。その際、基本図としたのは古板江戸図集刊行会編『集
約江戸絵図』²²上巻所収の「寛永図」である。この図は「都中本」を
トレース、リライイトして、十八分割したものである。作業は、これ

らの図を更にそれぞれ六分割し、全体を一〇八の部分に分け、それ
ぞれに番号を付し、文字・図形等一件ごとのカードを作成し、枝番
号を付した。そのカードに調査対象ごとの情報を記載し、集積した。
調査対象としたのは次の五図である。

- (1) 「国会本」 写真版を使用
- (2) 「都中本」 当館で作成した複製図
- (3) 当館蔵「武州豊嶋郡江戸庄図」の江戸時代の模刻本²³
- (4) 当館蔵「武州豊嶋郡江戸庄図」の江戸時代の模刻本写図²⁴
(図1)
- (5) 当館蔵、山崎美静著『江戸図説集覽』²⁵所収の「武州豊嶋郡
江戸庄図」

右五点のうち(1)と(3)と(5)は国会本系である。データは
対象の図により微妙な差はあるが、読み違いの誤差の範囲と考えら
れるものについては、その相違は峻別せず採用した。

一般に地図からの情報は、文字のほか線・面、図形、記号、絵、
色彩あるいは記載位置などや、それらを複合した形で得られる。

「寛永図」における情報源は次のように分類できる。

- (1) 文字のみ
- (2) 凡例

- (2) 文字と位置
- ① 方角

- (3) 文字と図形

- ① 屋敷と所有者名
- ② 町と町名
- ③ 番所

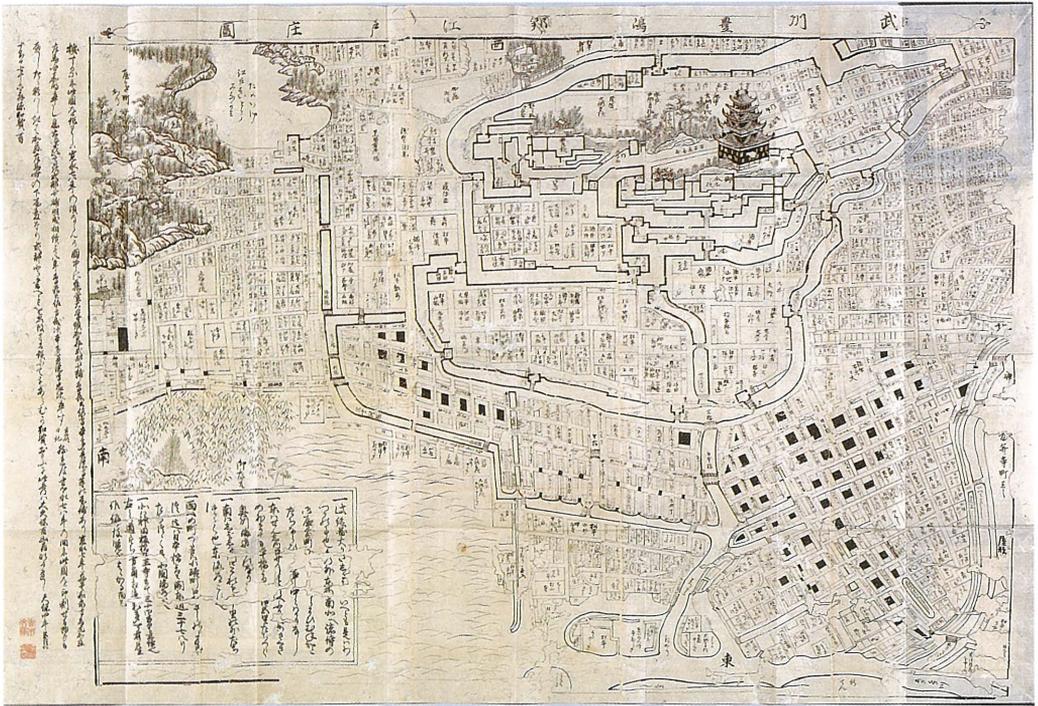


図1 「武州豊嶋郡江戸庄図」模刻本写図

第2表は、右のような分類で個々の情報を分析し、集積した「寛永図」の基礎情報を用途別に集計したものである。総件数は一、八九五で、このうち武家地関係が九二三件で約半数を占めている。武家地関係の詳細については、後述する。

町人地関係では、町屋が四三七件と五七%を占める。このうち一〇・三%の四十五件には「町屋」の表示がある。その他は線によって囲われた部分で、町屋と推定されるものである。推定される町屋部分については、調査対象とした図により、かなり異同があるが、本表作成にあたっては、より詳しく描かれている図のものを採用し

- ④馬場
- ④文字と絵
- ④鷹場
- ④文字と記号
- ④絵
- ④天守
- ④葦原など
- ④記号
- ④会所地
- ④色
- ④武家地
- ④町人地
- ④寺社地
- ④水路
- ⑤島と島名
- ⑤城門と名称
- ⑤寺社と名称
- ⑤溜池
- ⑤高札場
- ⑤鷹場

第2表 用途別情報数

	用途	情報数	備考
武家地	屋敷	839	持主別詳細は第3表参照
	施設	84	詳細は第4表参照
	小計	923	
町人地	町名	251	
	町屋	437	
	会所地	67	
	町人屋敷	11	会所地下賜分
	小計	766	
寺社地	寺院(含寺町)	143	寺名表示あり91(含「別当」3)、寺・寺町表示30、推定22
	神社等	5	神社名表示4、神主表示1
	僧屋敷	1	本光国師
	小計	149	
都市施設	橋	34	名称表示31(含江戸橋)、名称なし3
	水路・濠	3	名称表示分のみ(新堀、三十間堀、八丁堀舟入)
	高札場	2	
	道路名	1	行徳口
	小計	40	
その他	方角	4	
	自然地名	7	浅草川、溜池、三国島、三股、紅葉山、びくに谷2
	堤	4	
	新田	1	
	在々	1	
	小計	17	
	合計	1,895	

た。
 会所地は、四周を町屋に囲まれた入会地で六十七箇所確認できる。図によっては墨で塗り潰して、会所地として明確に区別しているものがある。「町人屋敷」としたものは、本来会所地であったものを、有力な商人や医師・役者等に下賜されたもので、四周を町屋に囲まれた場所に、下賜された者の名称が記されている。²⁷⁾

町屋のうち町名が表示されているものについては『角川日本地名大辞典 13 東京都』²⁸⁾で確認する作業を行ったが、比定できない地名が多い。また、材木町一〜九丁目のように、「国会本」に記載があり「都中本」には記載のないものもある。
 寺社関係については、最大一四九件確認できる。その大半を占めるのは寺院・寺町で一四三件、九六％である。寺院のうち名称が記載されているものが九十一、寺・寺町と表示されているものが三十、周囲が寺で文字無記載の枠で、寺あるいは寺町と推定できるものが二十二件である。

神社は寺院にくらべ、表示されているものの数が少なく、「愛宕」「山王」「神明」「牛島」の四社のみである。また山王社の脇に「神主」と表示された一角がある。なお、僧屋敷は「国師」と表示された本光国師の屋敷である。

都市施設については橋が三十四件ある。このうち名称が記されているのは三十一件である。「江戸橋」は、前述のように「国会本」には記載がなく、「都中本」には記載があるが、三十一件には江戸橋もカウントした。水路・濠については、区画と色によって判断できるが、何箇所かと数え様がないので、名称表示のあるもののみカウントした。
 高札場は〇の記号のある箇所である。

その他は、武家地、町人地、寺社地、都市施設に含まれない事項をまとめたものであり、情報量としては十七件と少なくなっている。

二、武家地の情報

第3表は、武家屋敷を主別に集計・分析したものである。武家屋敷は、屋敷の区画(敷地)が明確に描かれており、所有者(武家)の名前(多くの場合は姓と官職名・通称)²⁹が記されているものを対象とした。それらの一件ずつを『寛政重修諸家譜』(以下『寛政譜』と略記)、『徳川諸家系譜』(以下『徳川系譜』と略記)、『断家譜』³⁰、『徳川実紀』³¹(以下『実紀』と略記)により該当者を比定し、それを將軍関係、直臣、陪臣に分けて集計したものである。將軍関係としてまとめたものの中には、武家屋敷の範疇に入れるのに必ずしも相応しくないとと思われるものもあるが、一応この範疇に入れておくことにする。

將軍は三代の徳川家光で「国会本」では人を示す「御本丸様」、「都中本」では建築物を表す「御本丸」と記載されている。

前將軍は二代の徳川秀忠で「国会本」では「西御丸様」、「都中本」では「西御丸」と表記されている。これは寛永九年(一六三二)正月二十四日に西丸に居住していた徳川秀忠の薨去という情報の反映と考えられる。

將軍家族は、秀忠の息女一人と家康の妾二人である。秀忠の息女は千姫(天樹院、「寛永図」では「天寿院」と表記)で、上屋敷と中

屋敷を所持している。

家康妾は、水戸徳川家の祖徳川頼房の養母於加治方(「寛永図」では「栄松院」と表記)と、東福門院(秀忠の息女和子、明正天皇母)の母代わり於茶阿の方(「神尾一位殿」と称し、「寛永図」では「一位殿」と表記)で、一位殿は屋敷を二箇所所持している。

將軍乳母は春日局で、二箇所屋敷を所持している。

直臣は將軍と直接主従関係を結んでいる武士で、寛永九年末現在家禄一萬石以上の者を大名、一萬石未満を旗本として集計した。大名屋敷が二五二、旗本屋敷四〇一となっている。

陪臣は、大名の家臣など將軍とは直接主従関係を結んでいない武家で、寛永九年段階では、尾張・紀伊・水戸徳川家いわゆる御三家と、三代將軍徳川家光の実弟徳川忠長(「寛永図」では「駿河大納言」と表記)の家臣である。家禄の多寡に拘らずここに入れた。陪臣の屋敷二十七のうち三分の二の十八が忠長の家臣である。

駿河大納言忠長は、二代將軍秀忠の二男であるが、寛永八年四月兄家光の勘気を蒙って、甲府に蟄居を命じられ、翌寛永九年十月上野・高崎に移され寛永十年十二月同城で自害している。忠長の家臣もこの事件に連座して処罰を受けているが、「寛永図」では、この事件の結果は反映していないように思われる。

御三家の家臣はすべて、幕府から派遣された、いわゆる「付家老」である。

その他の項では、不詳者が武家屋敷全体の約一一%を占める九十二件に及ぶ。その内訳は次の通りである。

第3表 持主区分別武家屋敷数

持主区分		屋敷数	備考
将軍関係	将軍	1	徳川家光*1（御本丸様）
	前将軍	1	徳川秀忠*2（西御丸様）寛永9年正月24日没
	将軍家族	5	秀忠女1人2箇所、徳川家康妾2人3箇所
	将軍乳母	2	1人2箇所
	小計	9	
直臣	大名	252	
	旗本	401	
	小計	653	
陪臣	徳川忠長家臣	18	
	尾張徳川家臣	4	
	紀伊徳川家臣	2	
	水戸徳川家臣	3	
	小計	27	
その他	不詳	97	記載の持主名が『寛政重修諸家譜』等に見出せない者、あるいは後世にのみ見出せる者*3
	推定	51	武家地に屋敷の枠があり、持主名が不記載のもの*4
	大名 or 旗本	2	有馬豊長（旗本） or 有馬忠頼（大名）、本多忠利（大名） or 本堂茂親（旗本）
合計		839	

* 1 『国会本』は「御本丸様」、『都中本』は「御本丸」と表記。

* 2 『国会本』は「西御丸様」、『都中本』は「御西丸」と表記。

* 3 不詳者のうち、67件は姓と名乗りの記載があり、そのうち井上新左衛門、うきつ（興津か）、河内、溝口又十郎は屋敷を2箇所に持ち、本多因幡（政武）、戸田九郎兵衛、永井清左（清右衛門）は『徳川実記』の寛永9年条に記載がある。ほか、姓のみは13人、名乗のみは12人である。

* 4 『東京市史稿』市街篇第五では「空屋敷」としている。

『寛政譜』で後世にのみ見い出せる者 五件

津田越前(正常) / 成瀬主馬(正起) / 前田(あるいは蒔田) / 数馬 / 間宮三左衛門(正道) / 水野五郎八(信政) / 『寛政譜』『徳川系譜』『断家譜』に見い出せない者 六十四件
以下()は調査図間の異同等を示す。

天木二郎左衛門 / 市川市介(二介) / 井上新左衛門(二箇所) / 今村善七 / 上田善了(善二郎) / 上杉左馬 / うきつ(興津か) / 河内(二箇所) / 浮津内記 / 浮津兵三 / 江沢孫右衛門 / 江戸松五郎 / 大川兵藏 / 小川宋三(閑三) / 小栗長介(長助) / 小野(にし) / 宇左衛門 / うちはら(かちはら) / 源太(左五左) / かひ(甲斐か) / 金右 / 加藤十右 / 神谷善十 / 神谷太郎助(久七) / かわし(かはら) / 弥吉 / かはし(かはら) / 半之丞 / かんの助五 / 小出采女 / 小塚右衛門 / 嶋崎(嶋津) / 金右衛門 / 下坂三十三郎 / 新開兵介 / 菅谷民部 / すか原左衛門 / するか松雲 / 高木右京 / 高ノ木(高野) / 三郎(喜三郎) / 武井主水 / たけ内(たけ川) / 左衛門 / 田代大膳 / とひ沢喜左 / 内藤市兵衛(彦兵衛・文兵衛) / 中島六兵(も兵) / 西川庄二郎 / 長谷川右衛門(一兵衛) / はん / 左兵衛 / 布施大学 / 堀田左兵衛(左京) / 松平将監 / 松野主馬 / まつめ(きつめ) / 源八(かへ・久八) / 間宮左右衛門(小左衛門) / 間宮久右衛門(久太郎) / みな口(みの口) / ぬい / 溝口(こか) / 又十郎(二箇所) / ミツイ少左 / 三かふ兵庫 / 村越右衛作 / 森甚九 / 柳沢(松川・梅川) / 豊前 / 山形小右衛門 / 山野(小野) / 太郎右衛門 / 山の新兵衛 / 横田志麻之助(志

麻之介) / 余田(金田) 主膳

『寛政譜』『徳川系譜』『断家譜』に見い出せないが、『徳川実紀』の寛永九年の記事中に見い出せる者 三件

戸田二郎兵衛(九郎兵衛) / 永井清左 / 本多因幡 十三件
姓のみ記載されている者

青木 / 青山 / をのじ(をの寺) / 日下部 / 小出 / 小出 / 近藤 / さ、木(さくま) / 下屋敷 / はせ川 / 宮原(宮ノ原) / ミよし / 村上 / わたなへ

通称のみ記載されている者 十二件

万入 / 又左 / 孫助 / 孫介(膳介) / 同半弥³⁴ / 同久介 / 同彦助 / 藤兵衛 / 信の(しなの) / 左兵衛 / 作兵衛 / 源八

「大名あるいは旗本」というのは次の二件である。

(1) 「国会本」「都中本」は「有馬兵部」、「図説集覧本」「模刻本」には「有馬出雲」の表示があるので、出雲は旗本の「出

雲守豊長」、兵部は大名の「兵部大輔忠頼」が該当する。

(2) 「都中本」「国会本」が「本堂(ほんたう)伊勢」、「図説集覧本」「模刻本」が「本多(ほんた)伊予(いよ)」「模刻本写本」が「ほん□伊□」と記載されており、旗本の「本堂伊勢守茂親」、大名の「本多伊勢守忠利」が該当する。

その他と分類したもので注目したいのは、不詳の部分の姓名乗りが記載されていて、後世のみに見い出せる五件五人と、『寛政譜』等では見い出せない六十四件六十二人、計六十九件六十七人である。³⁵ 六十九件は武家屋敷総数八三九件の約八%に相当する。この

第4表 武家施設内訳

施設名	件数	備考
番所	24	内廓内23、向井将監番所1
枅型	23	固有名称のあるもの8、「枅型」表示のもの15
長屋	10	うち水戸徳川家長屋1
蔵・蔵屋敷	5	竹蔵1、材木蔵1、蔵屋敷3
厩	4	
台所	2	
大工小屋	2	
供部屋	2	
御台所	1	
三の丸	1	
牢屋	1	
馬場	1	
鷹場	1	
推定	7	供部屋・長屋に接した枅があり用途無記載のもの
合計	84	

数値が読み違い、写し違いの誤差の範囲内であるか否かは微妙である。これは「寛永図」そのものの信憑性あるいは信頼性、および図の製作意図にも関連すると思われるからである。とくに江戸城内廓内に屋敷が描かれている「うきつ（興津か）河内」（二箇所）、「浮津内記」、「浮津兵三」、「江沢隼人」に注目したい。屋敷の位置から、幕府の重要な役割を担っていたと思われる人物が『寛政譜』等の基

本的史料から比定できないからである。³⁶

しかし、身許不詳者の数が多から、という理由で「寛永図」そのものの存在や史料の価値を否定することはできない。前述のように、江戸が都市として一応完成した時期の状況を、端的に表す資料が他にない出すこと

ができない以上、「寛永図」からもたらされる情報を最大限収集・分析し、他の断片的情報との整合性を積み重ねて、最終結論を出すべきであろう。

第4表は、第2表で「武家地」中に「施設」として分類したものの内訳である。「番所」が二十四と一番多い。これは、江戸城内廓の所々に設置されているものが殆どで、廓外にあるのは、御船手向井将監の番所一箇所のみである。江戸城の警護のため各所に設置されたもので、武家の都の施設として相応しいものと考えられる。

次に多いのは、枅型の二十三箇所である。枅型は城の出入口の門で、一つの城に二十三箇所もあるということは、江戸城の規模が並はずれて大きいことを端的に示しているといえるだろう。

十箇所表示されている長屋は、水戸家の一件を除き、幕府の番士の宿舎である。蔵・蔵屋敷以下は、それぞれの名称が表すような機能を持った施設であったと考えられる。

三、複数屋敷の所持者

第5表は「寛永図」中の比定が可能であった大名・旗本が、屋敷を何箇所所持していたかを、屋敷数別に集計したものである。

江戸の大名屋敷は、参勤交代制度が確立した後には、各大名が上・中・下屋敷あるいは蔵屋敷・抱屋敷・野屋敷など複数の屋敷を所持するようになるが、参勤交代制度の法制化（寛永十二年）以前に既にかんりの大名と一部の旗本が複数の屋敷を江戸で所持していたこ

第5表 大名・旗本の所持屋敷数一覧

所持屋敷数	大名(家)	旗本(家)	屋敷数
1 箇所	143	371	514
2 箇所	42	15	114
3 箇所	7	0	21
4 箇所	1	0	4
合計	193	386	653

とがわかる。「寛永図」の収載範囲の限定はあるが、大名の複数屋敷の所持率は約二六％、旗本は約〇・四％で、大名の方が圧倒的に率が高い。

第6表は、複数屋敷所持者について、大名は屋敷の内訳、親藩、譜代、外様の区分、城地、知行高、幕府役職、旗本は屋敷の内訳、知行高、幕府役職を記したものである。

「寛永図」中、所持屋敷数が最も多いのは、長門・萩三六万九千石余の毛利秀就で、上屋敷一、中屋敷一、下屋敷二の計四箇所である。三箇所所持は、尾張・名古屋六一万九千五百石の

大名の二箇所所持の内訳は、親藩三、外様十七、譜代二十二、合計四十二家となっている。また二箇所以上の所持者は外様二十一、親藩六、譜代四十三、合計七十家である。

旗本の複数屋敷所持者については、高禄の者、幕府役職在任者が多いことは指摘できるが、五〇〇〜八五〇石と比較的少禄の者も含まれている。

陪臣では尾張徳川家の付家老成瀬正虎が上屋敷のほかに一箇所屋敷を所持している。

未詳者の中にも、井上新左衛門、うきつ（興津か）河内、溝口又十郎が屋敷を二箇所所持している。

その他では、將軍家に関係する女性三名が二箇所に屋敷を所持している。前述のように、二代將軍の息女天樹院と、家康の妾で東福門院の母代わりの一位局と、三代將軍家光の乳母春日局である。いずれも將軍家から重視された女性であったと考えられる。

四、当主の交代と名乗りの変更

第7表は『寛政譜』等の記述から、寛永元年から情報基準時点である寛永九年までの間に、世代交代（家督相続）のあった屋敷所持者の名乗りを分析したものである。前述のように「寛永図」の武家名称の表示は、姓と名乗りとしての官職名、あるいは通称が記されており、諱が記されているのは「伊達政宗」の「政宗やしき」一件のみである。諱は、そのみで個人を特定することが可能であるが、

徳川義直、陸奥・仙台六一万五千石の伊達政宗、紀伊・和歌山五五万石の徳川頼宣、越前・福井五二万五千石の松平忠昌、肥前・佐賀三五万七千石余の鍋島勝茂、伊予・松山二十万石の蒲生忠知、相模国甘縄二万二千石余の松平正綱である。三箇所以上の屋敷所持者の内訳は、外様四、親藩三（うち御三家が二）、譜代一の合計八家となっている。

第6表 複数屋敷所持者一覧(1)寛永8年(1631)未現在

区分	所持者名	屋敷内訳				知行高(石)	城地	幕府役職	備考
		合計	上屋敷	中屋敷	下屋敷				
外様	松平(毛利)長門守秀就	4	1	1	2	—	長門・萩	—	
親藩	徳川大納言義直	3	1	—	1	1	尾張・名古屋	—	
外様	松平(伊達)陸奥守政宗	3	1	1	1	—	陸奥・仙台	—	記載は「政宗中やしき」「政宗下やしき」
親藩	徳川大納言頼宣	3	1	1	—	1	紀伊・和歌山	—	
親藩	松平伊子守忠昌	3	1	—	1	1	越前・福井	—	
外様	松平(鍋島)信濃守勝茂	3	1	1	1	—	肥前・佐賀	—	
外様	松平(蒲生)中務大輔忠知	3	1	1	—	1	伊子・松山	—	寛永11年8月18日没、無嗣断絶
譜代	松平(大河内)右衛門大夫正綱	3	1	—	1	1	相模・甘繩	近習筆頭人	
外様	松平(嶋津)大隅守家久	2	1	1	—	—	薩摩・鹿児島	—	
親藩	徳川大納言忠長	2	1	—	—	1	駿河・府中	—	寛永8年5月28日 甲斐に幽居
外様	松平(浅野)但馬守長晟	2	1	—	1	—	安芸・広島	—	寛永9年9月3日没
外様	松平(池田)新太郎光政	2	1	1	—	—	因幡・鳥取	—	寛永9年6月18日備前・岡山へ転封
外様	上杉弾正少弼正利	2	1	—	1	—	出羽・米沢	—	
外様	松平(池田)宮内少輔忠雄	2	1	—	—	1	備前・岡山	—	寛永9年4月3日没
親藩	徳川権中納言頼房	2	1	—	—	1	常陸・水戸	—	
親藩	松平越後守光長	2	1	—	—	1	越後・高田	—	
外様	松平(峰須賀)阿波守忠英	2	1	—	1	—	阿波・徳島	—	
譜代	鳥居伊賀守忠恒	2	1	1	—	—	出羽・山形	—	
外様	松平(山内)土佐守忠義	2	1	1		—	土佐・高知	—	敷地土地続き
外様	森美作守忠政	2	1	—	1	—	美作・津山	—	
譜代	土井大炊頭利勝	2	1	—	—	1	下総・佐倉	老中	

第6表 複数屋敷所持者一覧(2) 寛永8年(1631)未現在

区分	所持者名	屋敷内訳				知行高(石)	城地	幕府役職	備考
		合計	上屋敷	中屋敷	下屋敷				
譜代	酒井雅楽頭忠世	2	1	—	—	1	上野・厩橋	老中	
外様	丹羽五郎左衛門長重	2	1	—	—	1	陸奥・白河	—	
譜代	永井信濃守尚政	2	1	—	—	1	下総・古河	—	
譜代	阿部備中守正次	2	1	—	—	1	武蔵・岩槻	大坂城代	「郡中本」では、上屋敷の所持者が稲葉正勝になる
譜代	酒井謙岐守忠勝	2	1	—	—	1	武蔵・川越	奏者番	
譜代	松平(戸田)丹波守康長	2	1	1	—	—	信濃・松本	—	寛永9年12月12日没
譜代	内藤左馬助政長	2	1	1		—	陸奥・平	—	敷地は地統き
譜代	安藤右京進重長	2	1	—	—	1	上野・高崎	書院番頭	
譜代	松平(松井)周防守康重	2	1	—	1	—	和泉・岸和田	—	
譜代	石川主殿守忠総	2	1	—	1	—	豊後・日田	—	
外様	九鬼長門守久隆	2	1	—	1	—	志摩・鳥羽	—	寛永9年9月15日没
外様	脇坂淡路守安元	2	1	—	1	—	信濃・飯田	—	
外様	古田兵部少輔重恒	2	1	—	1	—	石見・浜田	—	
譜代	一柳監物直盛	2	1	—	1	—	伊勢・神戸	—	
譜代	井上河内守正利	2	1	—	1	—	遠江・横須賀	—	
譜代	稲葉淡路守紀通	2	1	1		—	丹波・福知山	—	
譜代	稲葉丹後守正勝	2	1	—	—	1	下野・真岡	老中	寛永9年11月23日相模・小田原へ転封
譜代	板倉周防守重宗	2	1	—	—	1	摂津・国内	京都所司代	
譜代	高力撰津守忠房	2	1	—	—	1	遠江・浜松	奏者番	
外様	織田出雲守高長	2	1	—	1	—	大和・松山	—	
外様	金森出雲守重頼	2	1	—	1	—	飛騨・高山	—	

第6表 領数屋敷所持者一覽(3)寛永8年(1631)未現在

区分	所持者名	屋敷内訳				知行高(石)	城地	幕府役職	備考	
		合計	上屋敷	中屋敷	下屋敷					蔵屋敷
大名	外様	佐久間日向守安次	2	1	1	—	3万0,000	信濃・飯山	—	寛永9年4月12日没
	外様	山崎甲斐守家治	2	1	1	—	3万0,000	備中・成羽	—	
	譜代	内藤伊賀守忠重	2	1	—	1	2万0,000	常陸 国内	老中	
	譜代	細川玄蕃頭興昌	2	1	—	1	1万6,200	常陸・谷田部	—	
	譜代	青山大蔵少輔幸成	2	1	—	1	1万6,000	常陸 国内	書院番頭ほか	
	譜代	山口修理亮重政	2	1	—	1	1万5,000余	常陸・牛久	奏者番	
	外様	京極主膳正高通	2	1	—	1	1万3,000	丹後・峰山	—	
	外様	高木肥前守正成	2	1	—	1	1万0,000	河内・丹南	—	敷地は地続き
	譜代	伊丹播磨守康勝	2	1	—	1	9,000	—	勘定頭	
	旗	山名	山名禪高豊国	2	1	—	1	6,700	—	—
向井		向井将監忠勝	2	1	—	1	6,000	—	船手	
近藤		近藤織部重直	2	1	—	1	5,000	—	—	春日局の兄
斎藤		斎藤伊豆守利宗	2	1	—	1	5,000	—	—	
嶋田		嶋田弾正忠利正	2	1	—	1	5,000	—	町奉行	「都中本」では上屋敷は移転
米津		米津内蔵助田盛	2	1	—	1	5,000	—	—	
石川		石川八左衛門政次	2	1	—	1	4,500	—	船手	
永井		永井伝十郎直清	2	1	—	1	4,050	—	—	
設楽		設楽基三郎貞代	2	1	—	1	2,550	—	—	
本		阿倍	阿倍四郎右衛門正之	2	1	—	1	2,050余	—	—
	岡部	岡部庄左衛門正綱	2	1	—	1	1,000	—	—	
	戸田	戸田藤九郎由利	2	1	—	1	850	—	小納戸	

寛永8年(1631)未現在

第6表 複数屋敷所持者一覧(4) 寛永8年(1631) 未現在

区分	所持者名	屋敷内訳				知行高(石)	城地	幕府役職	備考
		合計	上屋敷	中屋敷	下屋敷				
旗本	松下甚太郎重綱	2	1	—	1	740余	—	徒頭	敷地は地続き
	多賀外記常勝	2	1	—	1	500	—	書院番士	
陪臣	成瀬隼人正正虎	2	1	—	2	2万9,000	尾張・犬山	—	尾張徳川家家老
	井上新左衛門	2	1	—	1	—	—	—	
未詳	うきつ(興津)河内	2	1	—	1	—	—	—	
	溝口又十郎	2	1	—	1	—	—	—	
その他	天樹院様	2	1	—	1	—	—	—	徳川秀忠女千姫
	一位様	2	1	—	1	—	—	—	徳川家康妾
春	春日局	2	1	—	1	—	—	—	徳川家光乳母稻葉氏

*上表のほか日根野織部正吉明(下野・壬生1万0,900石)については「日根野織部下やしき」のみの記載があり、複数の屋敷の存在が窺える。

第7表 世代交代のあった屋敷所持者の名乗り（寛永元～9年）

年次	図中の名乗り（屋敷数）					備考
	先々代	前当主	新当主	前・新同名乗り	合計	
寛永元年	0	1	4	1	6	
2	0	3	3	3*	9	*の「成瀬正重・正虎（隼人）」は2箇所
3	0	3*	7	7	17	*の「永井尚政（信濃）」は2箇所、「永井直清（伝十）」は遺領分与前に独立
4	0	1	6	1	8	
5	0	9*	10**	3	22	*の「稻葉正成（筑後）」と**の「稻葉正勝（丹後）」は父子。 **の「鳥居忠恒（伊賀）」「井上正利（河内）」は2箇所
6	0	6	1	2	9	
7	2*	10**	3	2	17	*の「飯塚綱重（兵部）」と**の「飯塚忠重（平右衛門）」は父子。 **の「酒井直次（右近）」は無嗣断絶
8	0	16*	6**	3	25	*の「加藤嘉明（左馬）」「本多忠政（美濃）」と**の「加藤成（式部）」「本多政朝（甲斐）」は父子。 **の「織田長則（河内）」と「内藤信之（伊豆）」は無嗣断絶
9	0	14*	5**	5	24	*の「池田長幸（備中）」「桑山貞晴（左近）」と**の「池田長常（出雲）」「桑山貞利（内匠）」は父子
合計	2	63	45	27	137	

名乗りは世襲されたり、途中変更される場合が多いので、『寛政譜』等の記載によって、「寛永図」中の表記名乗りを手掛かりにして確認作業を行い、寛永九年末段階の各屋敷の所持者を特定した。
表中の「先々代」は、家督相続をした新当主の二代前の名乗りが表記されているもので次の二例がある。

- (1) 寛永七年に家督相続のあった山名家。新当主矩豊の祖父豊国の号「ぜんかう（禪閑）」が表記されている。前当主は平右衛門豊政（寛永三年四月家督相続、寛永七年六月二十八日没）。
- (2) 寛永七年に家督相続のあった飯塚家。新当主正重の祖父綱重の名乗り「兵部」が記載されている。前当主は兵右衛門忠重（元和九年頃家督相続、寛永七年九月二十四日没）。

「前・新同名乗り」は、通称や官職名が世襲されており、前当主の名乗りか新当主の名乗りか明確に区別できないものである。

「寛永図」に表示されている当主名乗りで、新当主名乗りと前当主名乗り（先々代当主名乗りも含む）の比率を見ると、緩かな差ではあるが、寛永五年を境に、その数値が逆転している。すなわち、寛永五年までは新当主名乗りの記載比率の方が、前当主名乗りよりも高くなっているのが、寛永六年以降は前当主名乗りの記載比率が高くなっている。

第8表は寛永元年から九年までの間、『寛政譜』等から得られた屋敷所持者の官職名・通称の変更、あるいは叙官により通称から官職名への変更の情報が、「寛永図」にどのように反映されているかを分析したものである。変更前の名乗りが「寛永図」に記載されている

第8表 名乗り変更者の記載状況（寛永元～9年）

年次	前名乗り	新名乗り	合計	備考
寛永元年	1	5	6	
2	0	6	6	
3	0	19	19	
4	0	19	19	
5	0	3	3	
6	3	2	5	
7	4	2	6	
8	5	1	6	
9	7	0	7	
合計	20	45	65	

寛永九年段階では、すべて「前名乗り」の記載となっているのである。

一般に、年紀の記載がなく、通称や官職名、あるいは役職名の記載のある史料の年代推定を行う場合には、これらの記載事項の変更時期、通用時期、役職にあつては在任期間等を手掛かりにして、該当時期を限定していく方法がとられる。また、地図とくに販売を目

ものが「前名乗り」であり、変更後の名乗りが記載されているものが「新名乗り」である。この表からも、寛永五年を画期として捉えることができる。すなわち、寛永五年までは「前名乗り」記載が寛永元年の一件のみで、ほかの四十件すべて「新名乗り」が記載されているのに対し、寛永六年以後は「前名乗り」の記載比率が次第に高くなり、

的とする地図にあつては、情報の正確さと、変化する情報への迅速な対応が要求される。前述のように、「寛永図」の出版意図は、必ずしも明確ではないが、木版刷りの地図として流布したことから、刊行者はより正確な情報を記載するための努力をしていたことは十分窺い得る。岩田豊樹氏によれば、「寛永図」は京都に於いて出版されたといわれている。仮にそうであれば、情報収集能力や江戸から京都への情報伝達システムの問題等を考慮すると、第7表・第8表の分析結果により、寛永五年から六年にかけて、何らかの画期があつたかと推測できる。つまり、寛永五年から六年の段階で収集した情報が「寛永図」製作の基礎になつたのではないか、ということである。第7表では、寛永五年までは、世代交代のあつた屋敷について、かなり正確に対応できていたものが、寛永六年以降は次第に対応できなくなり、前当主の名乗りがそのまま継承されたと考えられるのである。また、第8表では、寛永五年までの段階では、屋敷所持者の名乗りの把握が十分できていたものが、寛永六年以降の変更に十分対応できなくなつていった、ということである。従つて、寛永五年段階で、いわば大々的な悉皆調査が行われ、その後は、部分調整が行われたに過ぎないという推論が可能である。さらに、次節で述べる寛永九年の屋敷替えの記載が特に強調されていることは、この施策が当時衝撃的に捉えられていたことの反映でないかとも考えられる。

五、寛永九年の屋敷替え

前述のように「寛永図」には、「国会本」と「都中本」の二系統がある。その主要な相違点の一つが第1表で示した「元ハ加藤肥後今ハ井伊掃部」「牧野内匠今ハ加々爪民部」等四箇所の記載の有無である。これは主として寛永九年に行われた屋敷替えが、情報として反映しているか否かである。この屋敷替えがどのようなものであったか検証してみよう。

第2図は寛永九年の七月十二日、あるいは八月に行われた屋敷替えと、九月十二日に命じられた屋敷替えを图示したものである。

(1)は肥後・熊本七十三万石余の加藤忠広の改易に伴って明屋敷となった桜田の上屋敷を、近江・彦根十万石の井伊直孝に下賜されたことの反映である。因みに『東京市史稿』市街篇第四の寛永九年七月条に、

七月十二日戊申、彦根城主井伊直孝居屋敷ヲ桜田ニ、中屋敷ヲ赤坂喰違ニ賜フ。共ニ加藤忠広邸也。(割註略——筆者)

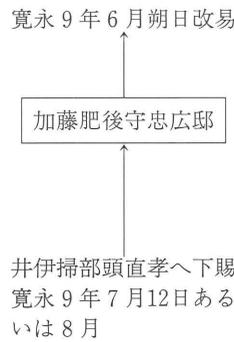
とあり、この時上屋敷とともに、赤坂喰違の中屋敷も下賜されたことがわかる。しかし、「寛永図」には取載範囲外で、このことの記事はない。なお、前掲『東京市史稿』では、伯爵井伊家の次のような回答書を引用して、賜邸の時期を寛永九年八月とする説を紹介している。

一、上邸 麴町区永田町。

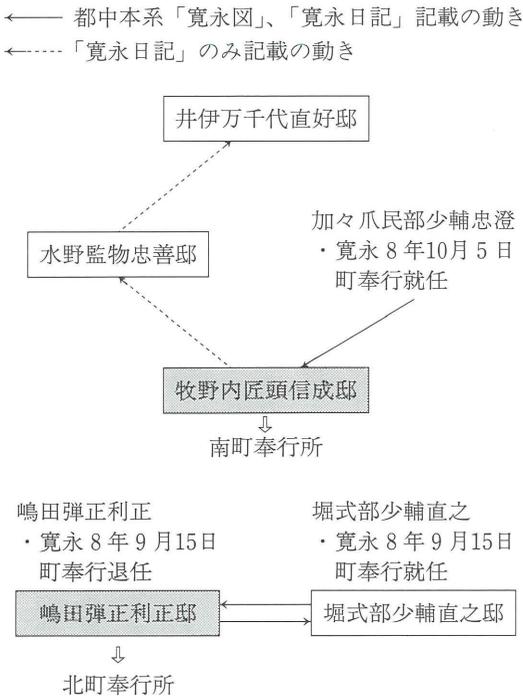
現今参謀本部ノ所。

第2図 寛永九年の屋敷替え

(1) 「元ハ加藤肥後今ハ井伊掃部」
*加藤忠広の改易と井伊直孝の屋敷下賜



(2) 「牧野内匠今ハ加々爪民部」
「鳴田弾正今ハ堀式部」
*寛永九年九月十二日の屋敷替



寛永九申八月或ハ七月十二日拝領
此坪数壹万九千八百拾五坪五合ヨ
(中略)

一、中邸 麴町区紀尾井町。

現今伏見宮邸。

寛永九申八月或ハ七月十二日拝領

此坪壹万四千七百七拾五坪ヨ

右ハ御維新ノ際、全部上地^①

また、「寛永図」には銭瓶橋の近くに「井伊掃部」邸の記載があるが、このことについては次節で述べる。

(2)は寛永九年九月十二日の屋敷替えを图示したものである。「寛永図」では「牧野内匠今ハ加々爪民部」「嶋田弾正今ハ堀式部」の二件の屋敷替えの記載のみであるが、前掲『東京市史稿』では次のように「寛永日記」を引用して、五件の屋敷替えが行われたとしている。

九月十二日○寛永九年快霽

- 一、未刻水野監○忠善屋敷牧野内匠頭○信成江被下之
 - 一、牧野内匠頭屋敷加々爪民部少輔○忠澄江被下之
 - 一、井伊万千代○直好屋敷水野監物ニ被下之
 - 一、嶋田弾正○利正屋敷堀式部少輔ニ被下之
 - 一、堀式部少輔屋敷嶋田弾正忠○利正ニ被下之
- 右之面々、御座之間被召出被仰付云々^②

この屋敷替えの意義について、前掲『東京市史稿』では次のよう
な見解を示している。

内、堀直之屋鋪ハ、狩野本寛永江戸図呉服橋内ニ在リ、即チ
島田利正屋敷ニシテ、利正以来ノ町奉行所タリ。加々爪忠澄屋
鋪ハ、同図常盤橋内ニ之ヲ見ル、往古江戸絵図「牧野内匠」○
信成ト記ス者是也。奉行所ヲ此ニ定ムル必要上、信成ヲ水野忠
善屋鋪ニ、忠善ヲ井伊直好屋敷ニ移シ、乃チ奉行役宅ノ位置決
定ス。^③(傍点筆者)

『東京市史稿』の編者は「都中本」系の「寛永図」を重視してい
ないようであるが、この大規模な屋敷替えの目的を町奉行所の固定
化としている。すなわち、寛永八年十月五日に町奉行に就任した加々
爪忠澄が、寛永九年九月十二日に牧野信成邸に移され南番所(南町
奉行所)とし、同じく寛永八年十月五日に町奉行に就任した堀直之
が、寛永九年九月十二日に前任者の嶋田利正の屋敷に移され、北番
所(北町奉行所)としたものである。この移動に伴い、加々爪忠澄
に屋敷を譲った形の牧野信成は水野忠善邸に、水野忠善は井伊直好
邸に移されている。^④「寛永図」では、この一連の屋敷替えのうち、固
定化された町奉行所に移った加々爪忠澄と堀直之の屋敷替えしか反
映されていないのである。

「寛永図」のもう一件の屋敷替え記事は、阿部備中守正次邸に稲
葉丹後守正勝が移されたものである。この屋敷替えが、いつ実施さ
れたかは未詳である。前述のように「国会本」では、稲葉正勝が酒
井讃岐守忠勝邸の隣接地に屋敷を構えていたのだが、「都中本」で
は、該所が酒井忠勝邸に組み込まれる形で境界線がなくなっている。
酒井忠勝は三代将軍となる徳川家光に幼年の頃から仕え、寛永元年

八月に老中に就任しており、寛永九年の段階では武蔵・川越八万石の領主であった。いわば幕府権力の中核にある人物で、屋敷は江戸城内廓の一等地といえる場所にあった。この屋敷の拡張のために稲葉正勝が阿部正次邸に移されたものであろう。この後阿部正次の上屋敷がどこに移されたかは未詳である。

六、寛永九年十二月の大火

『東京市史稿』変災篇第四に寛永九年十二月二十九日の大火の記事がある。この火災は和田倉橋東の因幡・鳥取藩主松平新太郎（池田光政）邸を火元とするものでかなり広い範囲が焼失した。罹災した武家屋敷について前掲『東京市史稿』には「人見私記」「東武実録」「東武編年録」の次の記事が引用されている。

晦日○寛永九年十二月。晴、地震辰ノ刻也。夜前寅ノ下刻火事、辰ノ刻マテヤクル。所謂松平新太郎火本、松平中務・竹中采女・細川越中・前田大和、并内カシ三町、其次ニ山名主殿・松平筑前・松平周防・松平五郎・加々爪民部・藤堂大学・生駒一岐・伊奈半十郎・中川半左衛門・米沢内蔵介・道三・永喜・大橋御門・并御番所何モ焼失。

——人見私記

是日○寛永九年十二月廿九日。夜ニ入出火、松平肥前守・細川越中守・藤堂大学頭・生駒壹岐守・松平中務大輔・松平周防守・松平五郎・前田大和守・竹中采女正・加々爪民部少輔・山名主

殿・米津内蔵助・伊奈半十郎・田村四郎兵衛・小林七郎左衛門・道三法印・永喜法印・元春・専益等カ家屋・類火ノ為メニ焼失ス。

——東武実録

廿九日○寛永九年十二月。松平光政○新太郎第出火。因此余煙、松平忠知○中務大輔、竹中重次○采女正、細川忠利○越中守、前田利高○大和守、内河岸山名義熙○主殿、松平光高○筑前守、松平康重○周防守、松平憲良○五郎、加々爪忠隆○民部少輔、藤堂高次○大学頭、生駒高俊○壹岐守、伊奈忠治○半十郎、中川半左衛門、米津内蔵助田盛、今大路道三、林永喜等舍屋、及大橋御門悉災矣。

——東武編年録

第3図は、「人見私記」「東武実録」「東武編年録」に記載されている焼失屋敷を「都中本」の「寛永凶」の該当部分に落し込んだものである。松平新之助邸から発した火は南方方向に向かい、ほぼ連続して焼失したことがわかる。

第3図中と「東武実録」にある「松平肥前」が「人見私記」と「東武編年録」には見当たらない。この「松平肥前」は加賀金沢藩主前田利常の名乗りと推測できる。すなわち、「人見私記」には「寛永凶」に落し込んだ焼失範囲内に屋敷が見当たらない。「松平肥前」の記載があり、「東武編年録」には「松平光高○筑前守」の註記があり、「松平筑前」は前田利常の嗣子松平（前田）光高が該当するからである。寛永九年段階の加賀・金沢藩の当主は松平（前田）肥前守利常であ

るので「寛永図」と「東武実録」の作者は当主名を記し、「人見私記」と「東武編年録」の作者は、焼失した屋敷の居住名を記した可能性がある。

また、「東武実録」「東武編年録」「人見私記」にある「松平(松井)周防守(康重)」が焼失範囲内に見出せない。松平康重は寛永九年段階で和泉・岸和田六万石の領主であったので、かなりの規模の屋敷を所持していたと考えられる。一方、「寛永図」に記載のある「井伊掃部(直孝)」が諸記録には欠落している。前述のように井伊直孝は、この年の七月十二日あるいは八月に旧加藤忠広邸を下賜されているので、「寛永図」記載の井伊掃部邸は、火災発生時には明屋敷か他の人物に下賜されていたと考えられる⁴⁷。このほか諸記録に記載されている田村(田付)四郎兵衛、小林七郎左衛門、永喜法印、元春、専益の屋敷が「寛永図」の該当箇所に記載がない。また「寛永図」に記載されている「延寿院」は、諸記録に記述はないが、「延寿院」は隣接する御典医の今大路道三親昌の祖父正紹⁴⁸の号である。正紹は寛永八年十二月十日に死去している。従って火災発生時には親昌の所持になったか、他の武家に下賜されたかは未詳である。

以上のことから、この地域の武家屋敷、町人地、番所、橋の存在、あるいは配置が「寛永図」と文献資料の記述の整合性が相互に確認されたことになる。このような地図情報と他の文献資料との比較検討、あるいは分析は歴史の解明に有効な手段になり得ることを示唆していると思われる。

おわりに

本稿では、「寛永図」を都市江戸の初期状況を知る重要な情報源として捉え、その信憑性の検討は一先ず置いて、可能な限りの情報を収集し、分析・考証した。情報と認められるものは一応網羅したつもりである。その中で、武家屋敷の所持者に関する情報に着目し、所持者の経歴等の情報を他の文献資料に求め、両者を融合し、分析・考証した。諸先学の指摘の通り、「寛永図」は成立年代・製作意図等が明確でなく、摺みどころのない資料であるが、分析の結果、寛永五年ごろ悉皆的な調査が行われ、情報の基礎が集積され、以後は特に重要な施策等による情報の変化のみに対応し、寛永九年に至ったという推論を得た。この間にいくつかの「寛永図」が版行されたと考えられる⁴⁹。これにより「寛永図」の性格の一端が明らかになったと思われる。

しかし、「寛永図」に記載されている屋敷所持者が、『寛政譜』『徳川系譜』『断家譜』『実紀』等の情報では比定できないなど、未詳の部分が多いので、可能性のある文献資料を駆使して、未詳事項の解消をする必要がある。寛永九年の屋敷替え、同年十二月の火災のような重大な施策・災異等に関する文献情報と「寛永図」の情報とを対照し、双方の不足した情報を補完する作業も必要であろう。

また、本稿では、基礎情報の収集のみに終わった、寺社地や町人地に関する情報の深化作業や、「寛永図」と、それに続く「寛永図系」の諸図との比較・分析等の基礎情報の蓄積が今後の課題である。

〔註〕

- (1) 本拠地を江戸と決めたことにつき、家康自身の決断、あるいは転封を命じた豊臣秀吉の示唆との両説がある。また、江戸を選択した理由については諸説がある。とくに、従来の江戸が一寒村であったという説には、多くの疑問が呈せられている。
- (2) このことは「江戸打ち入り」「関東打ち入り」と呼ばれ、のちにはこれを記念して「八朔」という幕府の重要な年中行事となった。
- (3) 諸大名の妻子の江戸居住と大名の参勤と交代（江戸と国許の隔年居住）の義務制は「参勤交代制」といわれ、寛永十二年（一六三五）の「武家諸法度」により法制化され、同十九年までに確立された。家臣子弟を質人として江戸居住させること（陪臣質人）は、狭義の「証人制度」と呼ばれ、寛文五年（一六六五）まで続けられた。
- (4) 現存する「寛永図」には表紙や題簽がない。本紙の四周が枠で仕切られており、中央上部に「武州豊鳴郡江戸庄図」と陰刻されている。題額とも呼ばれている。
- (5) 江戸を対象とした地図は、一般に「江戸図」と呼ばれ、数多く製作・刊行されている。飯田龍一・俵元昭著『江戸図の歴史』（築地書館、一九八八年）付編『江戸図総覧』によると、明治元年（一八六八）までに一、一〇〇種の「江戸図」の存在が確認されており、総数は一、五〇〇種近く、あるいはそれを超える可能性がある。
- (6) 前掲『江戸図総覧』によると、「寛永図」以前の江戸の状況を伝える地図としては、後世の擬制作とされる「長禄年中江戸絵図」「長禄江戸絵図」「往古江戸絵図」いずれも景観年代は長禄元々三年（一四五七～五九）、「永禄年中相州小田原北条氏康時代之武州江戸絵図」等、景観年代永禄二年（一五五九）、「元亀天正年中江戸辺之図」全景観年代元亀三年（一五七二）のほか、心覚え的な「別本慶長江戸図」景観年代慶長七年（一六〇二）、後年の作図とされるが、慶長十三年（一六〇八）ごろの江戸城内廓を描いた「慶長江戸之図」が挙げられる。いずれも手描きで、板行されたものではない。各図の内容容については、前掲『江戸図の歴史』本編を参照されたい。
- (7) 「万治年間江戸測量図」万治元年（一六五八）成立、北条安房守正房作。（三井文庫所蔵、C六〇―一三四六）
- (8) 「新板江戸大絵図（一）」寛文十年（一六七〇）刊、「新板江戸外絵図（二）」同（三）「寛文十一年刊、同（四）」寛文十二年刊、同（五）「寛文十三年刊。
- (9) 「寛永図」「寛永図群」「寛文五枚図」については前掲『江戸図の歴史』本編に俵元昭氏の詳密な考証がある。
- (10) 国立国会図書館所蔵、貴九特別二三。
- (11) 都立中央図書館所蔵、A一三一―。
- (12) 「寛永図」の流布本の分類については、江戸東京博物館の斎藤慎一氏より貴重な御教示を得た。記して謝意を表する。
- (13) 幕末に成立した間宮土信等撰「江戸図書目提要」（三田村鳶魚編『未完隨筆百種』第六卷、中央公論社、一九七七年所収）では、無年紀図（国会本）系——筆者註）の成立を寛永七々八年、有年紀図（都中本）系——筆者註）を寛永九年成立と考証している。栗田元次氏は「江戸時代刊行の古地図」（『史学研究』第三卷第三号、一九三二年所収）、「江戸時代の書籍目録と古版地図」（『史学研究』第四卷第一号、一九三二年所収）で「江戸図書目提要」の考証を紹介している。川瀬一馬氏は「第一種本」「国会本」系——筆者註）は寛永九年以前の内容を有す写図を粉本として、江戸初期寛永末期から正保・慶安頃か）に刊行したものの、第二種本（都中本）系——筆者註）は大体、第一種本に基づいて其の後覆刻したものと解するのが穏当ではなからうかと思ふ。（「寛永の江戸図——古板江戸絵図考（其の一）」、『書誌学之研究』一九四三年所収）としている。また、岩田豊樹氏は「現存する最古図は、その内容から寛永九年前の題額名「武州豊鳴郡江戸庄図」（『古地図の知識』一〇〇）新人物往来社、一九七七年）としている。『集約江戸絵図』上巻（古板江戸図集成刊行会編、中央公論美術出版、一九六三年）の解説には「江戸図としては、初めての木版図であったためか、これを利用して、内容を改めて、年号を変えただけの江戸絵図が、続々出版されたわけなのである。

寛永五年図、寛永七年図、寛永九年図、寛永十三年図、寛永十五年図、承応二年図等は、みな原形を同じくして内容だけを新しくしたものである。これに加えて、江戸後期において、寛永図を模刻出版したものもあり、今となっては同様の古代味が出ているので、その正確な判別は困難になっている。」とある。

なお前掲『江戸図総覧』および、岩田豊樹著『江戸図総目録』（『日本書誌体系一』青裳堂書店、一九八〇年）の「江戸図」の一覧では、「寛永図」はすべて寛永九年の欄に収載されている。

(14) 覆刻・模刻・翻刻については、前掲『江戸図の歴史』III*1に俵元昭氏の優れた考証がある。

(15) 写し違いの例としては、「寛永図」中央左部の武家地中で「大村松千代」の松千代が南隣りの佐久間家の屋敷主名に誤記されたものなどがある。

(16) 『東京市史稿』市街篇第五（東京市役所編、一九二八年）『日本橋区史』（日本橋区役所編、一九三七年）など。

(17) 「都中本」右方の余白に、「寛永九年申十二月 重開板」を支持する近藤重蔵守重の奥書がある（寛政二年五月三日付）。

(18) これに続く「寛永図群」の収載範囲は図により異なるが、「寛永図」よりも拡大している。

(19) 「寛永図」の方位は、多くの江戸の地図と同じように手前が東で、左が南である。

(20) 「寛永図」に対する書誌学的見解には次のようなものがある。

「江戸図は筆写図としては慶長図を伝えるが、梓行は寛永に初まる。武州豊嶋郡江戸庄図はその最も古いもので、江戸図書目提要にその内容から寛永七八年と考證して居る。この図は文化八年在土古図として懶窩主人によって覆刻せられ、橋本玉蘭の御江戸図説集覧（嘉永六年）にもこの図を掲げて図中の寺社・橋・堤等の考證を載せて居る。これについて寛永九年十二月同名の図が出承応二年に武州古改江戸之図、明暦三年正月の新添江戸之図、万治二年の江戸小絵図、同四年の新版武州江戸庄図等が出たが、何

れも江戸城天守閣を描いて居ること、江戸の中央部のみで、端々を畵いて居ること等が共通している。」

（粟田元次「江戸時代刊行の古地図」『史学研究』、一九三二年三月、所収）

「寛永江戸図はこれまで、寛永九年以前の内容を有し、其の頃の刊行であるとされてゐるが、其の内容が寛永九年以前のものである事は疑問がないとしても、其の開版の年時に就いて（現存諸本精査の結果を以てすれば）、今少しく後年に降るものと認められるのである。（中略）其当時開版されたものか否かは又自らの別の問題であつて、むしろ本書の版式から見ても当時の刊行と確認する事は躊躇せられる。以下に述べる第二種本（「都中本」系——筆者註）等に比すれば、其の先行刻本として整備した版式を持つてはるるが、少くとも寛永九年以前の版式とは認め難く、寛永九年以前の内容を有する写図を粉本として稍後に刊行したものを、或は、既に寛永九年以前に一本が実際に刊行せられてゐたものを、後年比較的早く覆刻したものかの何れかではなからうかと思ふ。」

（川瀬一馬「寛永の江戸絵図」『日本書誌学之研究』二、一九四三年、所収）

「江戸図 江戸図に於ては最初に印行されたものとして左のものが存する。

武州豊嶋郡江戸庄図
木版一舗一二五〇×九二七ミリ 昭和六年埼玉県根岸武香氏青山文庫より国立国会図書館に寄贈

武州豊嶋郡江戸庄図
木版一三八二×九六一ミリ
本図は東京都安田文庫に蔵されていたが昭和二十年空襲により焼失した。

右二図は原図またはこれに近いものであるが、なお右の後図と同一内容のただし別の原図に基づいて模刻された図が数種存し、これらは江戸時代後期の複製である。右二図は内容が少しく異なる

るが、寛永九年以前の内容を有する写図から寛永よりも後年に比較的早く刊行されたものかのいずれかであろうといわれる。この面図は既述寛永―慶安の京都図にくらべて版式、紙質が新しい。」(秋岡武次郎『日本地図史』河出書房、一九五五年)

「江戸図の刊本として知られた最古のものは寛永図であるが、伝来の寛永図が果して寛永年間の作であるか、寛永年間の出版であるかについては疑問がある。国会国会図書館蔵本と安田文庫旧蔵本(「都中本」系―筆者註)とは同版でなく、いずれも寛永刊本と思へないと川瀬一馬氏はいった(『日本書誌学之研究』。あるひはさうかも知れない。後者は已に減んで知るよしもないが、或は内閣文庫所蔵(一七七一五五三)と同版であったかも知れない。その他の伝本は、文化・天保年間及び江戸末期の刊本で、問題外である。恐らく、原刊本も寛永刊本でないし、内容も編纂であらう。」

(長澤規矩也「江戸の版図について」『書誌学』復刊二号、一九六五年一月、所収)

「寛永九年(一六三二)ごろの刊行と思われる「武州豊嶋郡江戸庄図」が最古の版図であるが、麴町西半・増上寺・浅草橋までの範囲しか描いていない。このように江戸府内のみを対象地域とし、城内の建築物を景観図風に表わし、三―五色の筆彩がほどこされ、縮尺・方位ともに不正確なのがこの期の特色である。」

(矢守一彦『都市図の歴史―日本編』講談社、一九七四年、一五一頁)

(21) これまでの「寛永図」の利用のされ方は、次に示すように、「寛永図」の地図および景観の情報をもとに当時の江戸の状況として伝えるものが多い。

「寛永期に入ると、武家地の拡大に伴って江戸城郭内の諸施設や武家屋敷の配置にかなり大きな変化がみられる。それを示しているのが、寛永九年(一六三二)の作製と伝えられる「武州豊島郡江戸庄図」である。「一ノ蔵地」といわれた和田倉門のところの

蔵は消滅し、「一ノ蔵地」、「三ノ蔵地」のあたりにあった諸蔵みえず、家臣の屋敷ばかりになっている。」

(北島正元「江戸の町づくり」、北島正元・南和男『江戸古地図物語』毎日新聞社、一九七五年、所収)

「武州豊嶋郡江戸庄図」は残存するいくつかの「寛永図」のなかでもっとも古く、寛永七、八年の刊行といわれる(栗田元次)最古の板行折図である。そのため和田蔵から内廓に沿った河岸には、「八重州河岸(馬場先門付近)に往古町やあり」(慶長年間江戸図考)の伝えどおり、本図にも町やがそのまま残り、大橋から道三橋にかけての南の河岸にも「うちかし町屋しき」が見える。すなわち内廓の大部分は、寛永初年までそれほどの変化は江戸図のなかには現れていないのである。」

(水江漣子『江戸市中形成史の研究』弘文堂、一九七七年、一三三頁)

「次に、近世最大の城下町でもある江戸の構造的特質をみておきたい。近世初期の状況を直接うかがわせる文献史料は、今のところ非常に限られているが、二つの面から手掛かりをえることができる。

(1) まず、寛永江戸図があげられる。この図は寛永九年(一六三二)の刊で、明暦大火以前の江戸町の状況を詳細に示す最古の絵図史料である。この図で注目されるのは、第一に、武家屋敷地・寺町・町屋の区分が明示されていることである。身分とその格によって居所が編成されるという、近世都市の身分的性格が明らかである。第二に、町屋の街区割が、方一町の整然としたプランを基本として実施され、古町三百町と呼ばれる多数の町が、両側町として配置されている点が指摘できる。」

(井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『日本歴史体系 3 近世』山川出版社、一九八八年、二九三頁)

(22) 中央公論美術出版、一九六三年。

(23) 資料番号八六二〇〇九六七

- (24) 資料番号八九二〇一九二五
- (25) 資料番号八八二〇二九二六。なお資料番号八七二一〇〇六五の「寛永図」は『江戸図説集覧』所載の図を貼り合わせたものである。
- (26) たとえば「右」と「左」、「五」と「九」など、くずすと似た形になる文字の読み違いは誤差の範囲内とする。
- (27) 会所地を下賜された人物についての論考としては、茨志麻「近世前期における江戸の会所地拝領者について」(『建築史学』第二三号、一九九四年九月、所収)がある。
- (28) 角川書店、一九七八年。
- (29) 任官して官職名を名乗る以前の名乗りを、幼名を含めて「通称」とした。
- (30) 統群書類従完成会刊。
- (31) 同右。
- (32) 同右。
- (33) 吉川弘文館『新訂増補国史体系』のうち。
- (34) 「同」は隣家と同じ姓であるという意味であるが、隣家などの姓にあてはめても、該当する人物を見い出せない。
- (35) 姓あるいは名乗りのみの記載者については、これ以上調査の仕様がなないので除外する。
- (36) もとより『寛政譜』、『徳川系譜』、『断家譜』、『実紀』以外の記録、たとえば『寛永諸家系図伝』(統群書類従完成会刊)、『譜牒餘録』(国立公文書館刊)、『系図纂要』(名著出版刊)等の調査で比定できる人物が出てくる可能性がある。
- (37) 下屋敷のみ記載のある日根野織部正吉明を含めると二十三家になる。
- (38) 寛永元年十二月晦日、刑部少輔に叙官された嶋田直次が通称の「清右衛門」と記載されている。ちなみに息「某」は「清右衛門」を名乗っていない。
- (39) 岩田豊樹『古地図の知識一〇〇』新人物往来社、一九七七年、一九頁。
- (40) 『東京市史稿』市街篇第四、九四一頁。
- (41) 同書、九四二頁。
- (42) 同書、九六四頁。
- (43) 同右。
- (44) 井伊直好の移転先については「寛永図」その他の記録には見い出せない。前述のように本家筋の井伊直孝が旧加藤忠広邸二箇所を下賜されているので、直孝の旧邸に直好が移った可能性がある。
- (45) 『東京市史稿』変災篇第四、三三頁以下。
- (46) 『寛政譜』によると前田利常は慶長十年五月の元服時に筑前守に任じられ、寛永六年四月二十三日に肥前守に転任している。肥前守転任時に嗣子光高が筑前守に任じられている。
- (47) この井伊掃部邸は、松平(松井)康重に下賜され、この時罹災した可能性がある。
- (48) 今大路親昌の父親清は寛永三年九月十五日に死去している。
- (49) 「寛永図」は「国会本」系と「都中本」系の少なくとも二種類が、「国会本」系が先行する形で刊行された。